

株 主 各 位

大阪市北区天満一丁目26番3号
株式会社 OSGコーポレーション
代表取締役社長 山 田 啓 輔

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第55期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト<https://www.osg-nandemonet.co.jp>

トップページより「IR情報」へお進みいただき、ページ内の「IRライブラリ・株主総会招集通知」をご確認ください。

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

本総会は郵送に加えインターネットによって議決権を行使することもできます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながらインターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、令和7年4月24日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年4月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満一丁目26番3号
当社本社 9階会議室
状況に応じて、第2会場へご案内させていただく場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第55期（令和6年2月1日から令和7年1月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第55期（令和6年2月1日から令和7年1月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページの当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・  
仮パスワード」  
を入力  
「ログイン」を  
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(令和6年2月1日から  
令和7年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和6年2月1日～令和7年1月31日）につきましてご説明いたします。

当社グループは第10次4ヶ年計画の最終年度を迎え、3つの基本方針である①成長戦略とグローバル化、②生涯顧客構築、③「ステハジ」プロジェクト推進をグループ一丸となり「飛躍に向けた新たな基盤作り」を行いました。創立55周年記念式典を2025年8月29日に控え、55周年記念イベントの第1弾として2024年9月に「ステハジ」EXPOを開催。大阪・関西万博を契機とした給水スポットの更なる普及を目指し、新製品の発表も行いました。今後も引き続き、周年記念のイベントや販売促進企画及び新サービスを計画しております。

そのような中、水関連機器事業、メンテナンス事業、HOD（水宅配）事業は概ね計画通り展開いたしました。一方で、当社が探索領域と位置付けているFOOD事業の「銀座に志かわ」におきまして、国内での店舗統廃合のコスト、海外での市場開拓の先行投資コストが発生していることにより前期比で減収減益となりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高7,929,936千円（前期比0.4%増）、営業利益133,955千円（同56.8%減）、経常利益125,123千円（同64.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益33,841千円（同31.8%減）となりました。

なお、従来「フランチャイズ事業」と表記していた報告セグメントは、「食」に関する事業として「FOOD事業」に名称を変更しております。あわせて、報告セグメント別の損益をより適切に反映させるため、集計方法の見直しを行っております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

#### 【水関連機器事業】

水関連機器事業は家庭用機器部門と業務用機器部門の2つがあり、「より良い健康で快適なライフスタイルを追求し、暮らしや社会の喜びに貢献する」使命と企業理念のもと、メンテナンス事業の基盤となる顧客を創造する役割があります。

『家庭用機器』につきましては、エネルギー業界を中心としてサブスク型ビジネスモデルの展開が進んでおります。なお、昨今発がん性など健康への影響が懸念される有機フッ素化合物「PFAS（ピーファス）」が全国の河川や地下水などから相次いで検出され、社会問題化しております。今後更に「飲料水への安心・安全」へのニーズは高まるものと予測しております。

『業務用機器』につきましては、当社グループが取り組んでいる「ステハジ」プロジェクトが2025年の大阪・関西万博公式プログラム「TEAM EXPO 2025」に登録され、当社製品が会場内に給水スポットとして設置されます。全国のような企業や団体・自治体、教育機関との共創の輪も広がり、また、マイボトルの普及にて給水スポットのニーズも更に高まっており、ウォータークーラーの導入が順調に進んでおります。

以上の結果、売上高2,206,424千円（前期比15.9%増）、営業利益34,555千円（前期は19,510千円の営業損失）となりました。

#### 【メンテナンス事業】

メンテナンス事業につきましては、「生涯顧客構築及び顧客満足向上」をテーマとし、人材採用の強化及び教育に注力しております。そのような状況の中、カートリッジ交換及びメンテナンスサービスによる収益は概ね予定通り推移いたしました。メンテナンス時における副商材等の販売が減少いたしました。その結果、売上高2,009,717千円（前期比5.6%減）、営業利益334,720千円（同24.3%減）となりました。

当社のメンテナンスは、創立以来54年にわたる実績があるリカーリングビジネスであります。「お取り付け頂いたその日から末永いお付き合いが始まる」というポリシーのもと、当社独自の仕組みである「製品設置後も1軒1軒のお客様宅や設置場所に訪問してメンテナンスを実施する」という強みを活かし、安定的な収益基盤の構築を進めております。

#### 【HOD（水宅配）事業】

HOD（水宅配）事業につきましては、2023年に続いて2024年も記録的な猛暑になったことやアフターコロナでリアルイベントが増加したことにより、ボトルドウォーターやロイヤルティなどのストック収益が順調に推移しております。また、新型サーバー発売に伴って加盟店向けへのサーバー販売も予定通りに推移し、売上高1,309,226千円（前期比5.9%増）、営業利益51,047千円（同14.0%増）となりました。

#### 【FOOD事業】

FOOD事業につきましては、主にベーカリー部門と中華総菜の製造・販売部門があります。

ベーカリー部門は「銀座に志かわ」と「SAKImoto bakery」があり、中華総菜の製造・販売部門は老舗「元祖五十番神楽坂本店」での店舗販売とホテル・町中華等への製造卸があります。現在、増産のため新工場立ち上げを行っております。

また、2024年11月に株式会社SakimotoBakeryを子会社化いたしました。昨年秋にスイーツ系ベーカリー「and more」の1号店をオープンし、経営計画に基づきFC展開の準備を進めております。

「銀座に志かわ」は、国内市場におきましては、現在一部エリアにて、本部が

支援している加盟店不採算店舗の統廃合を進めており、そのコストが発生しております。一方で、ブランドを活かした新商品、新業態の準備を進めております。

海外市場におきましては、4月に中国初の「食パン専門店カフェ・レストラン」形式の「上海蟠龍天地店」がオープンいたしました。中国での「食パン市場」は未形成の状態ではありますが、それ故に中国の「食パン市場」は今後拡大する予測をしております。また、1月には台湾初進出。台北市に「銀座に志かわ台湾敦南店」をオープンいたしました。今後も海外への積極的出店を計画しており、現在は市場開拓の「投資段階」のため、それに伴う投資コストが発生しております。

以上の結果、売上高2,436,543千円（前期比8.1%減）、営業損失280,224千円（前期は153,856千円の営業損失）となりました。

## セグメント別売上高

(単位：千円)

| 区 分             | 令和6年1月期（前期） |       | 令和7年1月期（当期） |       |
|-----------------|-------------|-------|-------------|-------|
|                 | 金 額         | 構成比   | 金 額         | 構成比   |
|                 | 千円          | %     | 千円          | %     |
| 水 関 連 機 器 事 業   | 1,904,263   | 24.1  | 2,206,424   | 27.8  |
| メ ン テ ナ ン ス 事 業 | 2,128,075   | 27.0  | 2,009,717   | 25.3  |
| H O D（水宅配）事業    | 1,236,270   | 15.7  | 1,309,226   | 16.5  |
| F O O D 事 業     | 2,651,157   | 33.6  | 2,436,543   | 30.7  |
| 調 整 額           | △23,495     | △0.3  | △31,976     | △0.4  |
| 計               | 7,896,271   | 100.0 | 7,929,936   | 100.0 |

(注) 1. 構成比は小数第1位未満を四捨五入して表示しております。

2. 調整額の区分は、主にセグメント間の取引売上の金額であります。

## (2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

第11次5ヶ年計画の初年度である2026年1月期は、2025年4月から開催の大阪・関西万博、8月に創立55周年記念式典、12月に「ステハジ」EXPOと3つの大きなイベントが控えており、引き続き積極的に販売促進企画を実施してまいります。なお、大阪・関西万博におきましては、給水スポットの設置による開催中の熱中症対策を推進してまいります。また、当社グループの探索領域である「FOOD事業」につきましては、新ブランドや業態の多様性及びグローバル展開も含めて積極的に推進してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                     | 第52期                    | 第53期                    | 第54期                    | 第55期（当期）                |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                         | 令和3.2.1から<br>令和4.1.31まで | 令和4.2.1から<br>令和5.1.31まで | 令和5.2.1から<br>令和6.1.31まで | 令和6.2.1から<br>令和7.1.31まで |
| 売上高（千円）                 | 9,867,535               | 8,126,774               | 7,896,271               | 7,929,936               |
| 経常利益（千円）                | 1,161,572               | 447,095                 | 351,331                 | 125,123                 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益（千円） | 638,498                 | 198,137                 | 49,612                  | 33,841                  |
| 1株当たり当期純利益（円）           | 122.90                  | 38.14                   | 9.55                    | 6.51                    |
| 純資産（千円）                 | 3,690,516               | 3,424,759               | 3,171,998               | 2,902,402               |
| 総資産（千円）                 | 6,813,776               | 6,732,036               | 6,725,217               | 6,397,899               |
| 1株当たり純資産額（円）            | 598.00                  | 558.13                  | 527.27                  | 494.28                  |

（注）1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しており、それぞれ小数第2位未満を四捨五入して表示しております。

## (6) 重要な子会社の状況

| 会社名                 | 資本金       | 当社の議決権比率 | 主な業務内容                                       |
|---------------------|-----------|----------|----------------------------------------------|
| 株式会社<br>OSGウォーターテック | 47,000千円  | 100.0%   | 電解水素水生成器及び浄水器等の製造、海外向け販売                     |
| 欧愛水（上海）環保科技<br>有限公司 | 400,000千円 | 100.0%   | 中国における水関連機器事業                                |
| 株式会社ウォーターネット        | 340,000千円 | 66.0%    | ミネラルウォーター製造装置の販売及びウォーターサーバー並びにボトルドウォーターの宅配業務 |
| 株式会社銀座仁志川           | 100,000千円 | 66.7%    | 食パンの製造・販売及び、店舗のフランチイズ展開                      |

## (7) 主要な事業内容（令和7年1月31日現在）

当社グループは、「健康と環境」をキーとした生活密着型商品（現在は主として電解水素水生成器及び浄水器、水自販機、衛生管理機器、HOD（水宅配）事業、ウォータークーラー等）の開発、製造、販売に加えて、FOOD事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（令和7年1月31日現在）

① 国内の主要拠点

| 名 称             | 所 在 地   |
|-----------------|---------|
| 株式会社OSGコーポレーション |         |
| 本 社             | 大阪市北区   |
| 東 京 営 業 本 部     | 東京都港区   |
| 札 幌 営 業 所       | 札幌市中央区  |
| 仙 台 支 店         | 仙台市青葉区  |
| 名 古 屋 支 店       | 名古屋市千種区 |
| 広 島 支 店         | 広島市中区   |
| 福 岡 支 店         | 福岡市博多区  |
| その他 営業所 3拠点     |         |
| 株式会社OSGウォーターテック |         |
| 本 社 川 越 工 場     | 埼玉県川越市  |
| 株式会社ウォーターネット    |         |
| 本 社             | 東京都中央区  |
| 株式会社銀座仁志川       |         |
| 本 社             | 東京都中央区  |

② 海外の主要拠点

| 名 称             | 所 在 地 |
|-----------------|-------|
| 歐愛水（上海）環保科技有限公司 | 中国上海市 |

## (9) 従業員の状況（令和7年1月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 349名（508名） | 2名減（9名減）    |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. ( ) は外書きで、臨時従業員数であります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|--------|--------|
| 186名（51名） | 16名減（2名増） | 41才0ヵ月 | 14年2ヵ月 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. ( ) は外書きで、臨時従業員数であります。

## (10) 主要な借入先（令和7年1月31日現在）

| 借入先         | 借入額           |
|-------------|---------------|
| 株式会社三井住友銀行  | 千円<br>600,000 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 500,000       |
| 株式会社みずほ銀行   | 173,308       |

## 2. 会社の株式に関する事項（令和7年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 17,600,000株
- ② 発行済株式の総数 5,500,000株  
(自己株式 305,115株を含む)
- ③ 株主数 4,775名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                 | 所有株式数       | 持株比率    |
|---------------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 三 愛 コ ス モ ス | 2,000,000 株 | 38.50 % |
| Ｏ Ｓ Ｇ 社 員 持 株 会     | 219,470     | 4.22    |
| 湯 川 剛               | 121,680     | 2.34    |
| 湯 川 大               | 99,000      | 1.91    |
| 湯 川 学               | 99,000      | 1.91    |
| 畑 勝                 | 80,000      | 1.54    |
| 吉 田 晴 雄             | 80,000      | 1.54    |
| 矢 澤 美 和             | 73,200      | 1.41    |
| S H A O J I E       | 71,400      | 1.37    |
| 平 野 利 一             | 40,000      | 0.77    |

(注) 持株比率は自己株式(305,115株)を控除して算出しております。また、小数第2位未満を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員（当社役員であった者を含む。）に対し交付された株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（令和7年1月31日現在）

| 氏名     | 地位及び担当        | 重要な兼職の状況                                    |
|--------|---------------|---------------------------------------------|
| 湯川 剛   | 取締役会長（代表取締役）  | (株)三愛コスモス代表取締役社長<br>(株)銀座仁志川代表取締役会長         |
| 山田 啓輔  | 取締役社長（代表取締役）  | (株)銀座仁志川取締役                                 |
| 溝端 雅敏  | 取 締 役         | (株)OSGウォーターテック代表取締役社長<br>欧愛水（上海）环保科技有限公司董事長 |
| 大垣 雅宏  | 取締役（営業本部長）    | (株)OSGウォーターテック取締役                           |
| 安岡 正彦  | 取締役（管理部長）     | (株)OSGウォーターテック監査役<br>(株)ウォーターネット監査役         |
| 佐藤 八枝子 | 取締役（監査等委員・常勤） |                                             |
| 山口 克隆  | 取締役（監査等委員）    | 公認会計士                                       |
| 岡村 英祐  | 取締役（監査等委員）    | 弁護士                                         |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐藤八枝子氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、必要な社内情報の収集・共有を行うとともに、会計監査人、内部監査室等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
2. 取締役（監査等委員）山口克隆及び岡村英祐の両氏は、社外取締役であります。また、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。
3. 取締役（監査等委員・常勤）佐藤八枝子氏は、当社子会社の代表取締役及び当社取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役（監査等委員）山口克隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役（監査等委員）岡村英祐氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務並びに法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めしており、取締役（監査等委員・常勤）佐藤八枝子、取締役（監査等委員）山口克隆及び岡村英祐の3氏との間で責任限定契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (2) 取締役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イ. 内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決

定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

当社の役員報酬の決定については役員報酬規程に基づき、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法の取り扱いを取締役会で協議のうえで決定しております。当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会から委任された代表取締役会長及び社長であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、当社の業績を勘案したうえで各取締役の職務・職責・成果などの評価をもとに、報酬額を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長及び社長が最も適しているからであります。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査等委員であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、監査等委員の協議にて決定しております。

当事業年度における、当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容については、概ね前事業年度の報酬実績を踏襲する方針のもと、代表取締役会長湯川剛及び社長山田啓輔に一任しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

定めておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

定めておりません。

d. 報酬等の割合に関する方針

固定報酬しか定めていないため、割合の決定に関する方針は定めておりません。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬に関しては、月額支給としております。その他の報酬については、支給することを定めておりませんので、条件等の決定に関する方針は定めておりません。

## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分                         | 報酬等の総額(千円)        | 報酬等の種類別の総額(千円)    |          |          | 対象となる役員の数(名) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|----------|----------|--------------|
|                            |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |              |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 49,400<br>(-)     | 49,400<br>(-)     | -<br>(-) | -<br>(-) | 5<br>(0)     |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 5,850<br>(2,600)  | 5,850<br>(2,600)  | -<br>(-) | -<br>(-) | 3<br>(2)     |
| 合計<br>(うち社外取締役)            | 55,250<br>(2,600) | 55,250<br>(2,600) | -<br>(-) | -<br>(-) | 8<br>(2)     |

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成29年4月27日開催の第47期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額120百万円以内(ただし、従業員分給与は含まない)、取締役(監査等委員)について年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名、取締役(監査等委員)の員数は3名であります。
3. 上記には、役員退職慰勞引当金として当事業年度に計上した4,250千円が含まれております。  
 取締役(監査等委員を除く) 5名 3,800千円  
 取締役(監査等委員) 3名 450千円(うち社外取締役2名は200千円)
4. 当事業年度末日現在の取締役(監査等委員を除く)は5名、取締役(監査等委員)は3名(うち社外取締役は2名)であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### 当事業年度における主な活動状況

| 区分               | 氏名    | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                  |
|------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 山口 克隆 | 当事業年度に開催された取締役会には17回中16回出席し、また、監査等委員会には12回中12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査及び内部統制について必要な発言を適宜行っております。 |
|                  | 岡村 英祐 | 当事業年度に開催された取締役会には17回中17回出席し、また、監査等委員会には12回中12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査及び内部統制について必要な発言を適宜行っております。   |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 53,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

当社の内部統制の充実に向けての基本方針及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

平成17年7月制定の「コンプライアンスポリシー」並びに「コンプライアンス規程」を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育、周知徹底等を行う。

内部監査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行動等について、従業員が直接情報提供を行う手段は、「コンプライアンス規程」に定める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、品質、安全、情報セキュリティ及び輸出入管理等に係るリスクについては、業務の健全性を確保するために、担当部署にて、規程・規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとする。

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部が行うものとする。

また、新たに生じたリスクについては、総務部にて確認し、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標や目標を達成するための施策を議論を踏まえて決定し、当事者の参画意識を高める。

業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び施策を権限と責任をもって効率的に達成していく方法を定め、IT等の活用や記録等により、定例的に進捗状況をレビューし、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

内部統制担当部署は、グループ各社の業務を所管する部署と連携して、グループ各社における内部統制に関する状況を把握し、必要に応じて指導を行うとともに当社取締役会に報告する。

**(6) 監査等委員がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

監査等委員会は、内部監査室との協議により監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。

監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室長は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。

**(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査等委員に報告する等、あらかじめ取締役（監査等委員である取締役を除く。）と協議して定めた監査等委員に対する報告事項について適時報告する。

また、監査等委員が閲覧する資料、監査等委員が出席する会議を明確にし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）への周知徹底を行う。

**(8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役会に取締役（監査等委員である取締役を除く。）とのヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長と定期的に意見交換を実施する。

**(9) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、月1回「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規定等の遵守状況を審議しております。当社の取締役会は、月1回開催し、グループ各社の経営課題等について全役員の問題意識を共有しております。また当社各部門から毎月の活動状況の報告を受け、取締役の情報共有と経営管理の充実を図っております。当社の内部監査室は、全国の拠点を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を、代表取締役及び監査等委員に報告しております。当社の監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、審議しております。各監査等委員は、取締役会において発言を行い、常勤監査等委員は、この他重要な会議に出席し、発言、調査する等監査の充実を図っております。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は、表示数値未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和7年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,137,834	流 動 負 債	2,621,518
現金及び預金	2,364,691	支払手形及び買掛金	287,206
受取手形	144,161	短期借入金	1,412,500
売掛金	683,248	一年内返済予定長期借入金	61,412
商品及び製品	325,806	未払法人税等	110,720
原材料及び貯蔵品	390,657	賞与引当金	33,114
その他	240,059	契約負債	298,268
貸倒引当金	△10,789	資産除去債務	15,961
		その他	402,335
固 定 資 産	2,260,064	固 定 負 債	873,978
有 形 固 定 資 産	1,420,876	長期借入金	109,733
建物及び構築物	569,315	退職給付に係る負債	247,297
機械装置及び運搬具	32,369	役員退職慰労引当金	169,002
土地	723,955	資産除去債務	117,578
工具器具及び備品	78,687	その他	230,366
その他	16,547	負 債 合 計	3,495,496
無 形 固 定 資 産	276,709	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	46,028	株 主 資 本	2,495,738
借地権	178,000	資本金	601,000
その他	52,680	資本剰余金	689,799
投 資 そ の 他 の 資 産	562,479	利益剰余金	1,342,494
投資有価証券	1,144	自己株式	△137,555
繰延税金資産	96,976	その他の包括利益累計額	71,976
その他	513,724	その他有価証券評価差額金	432
貸倒引当金	△49,365	為替換算調整勘定	71,543
資 産 合 計	6,397,899	非支配株主持分	334,687
		純 資 産 合 計	2,902,402
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,397,899

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和6年2月1日から
令和7年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,929,936
売上原価		3,274,769
売上総利益		4,655,167
販売費及び一般管理費		4,521,211
営業利益		133,955
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,792	
助成金収入	1,440	
違約金収入	5,111	
受取補償金	755	
協賛金の収入	39,763	
その他	17,757	66,619
営業外費用		
支払利息	8,926	
支払手数料	1,031	
為替差損	2,169	
商品廃棄損	784	
減価償却費	883	
イベント費用	42,088	
差入保証金・敷金解約損	15,002	
その他	4,565	75,451
経常利益		125,123
特別利益		
固定資産売却益	2,607	
投資有価証券売却益	5,913	8,520
特別損失		
減損損失	38,703	
固定資産除却損	2,987	
固定資産売却損	671	
和解金	5,500	47,862
税金等調整前当期純利益		85,781
法人税、住民税及び事業税	168,461	
法人税等調整額	△3,378	165,083
当期純損失(△)		△79,301
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△113,143
親会社株主に帰属する当期純利益		33,841

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和6年2月1日から
令和7年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
令和6年2月1日残高	601,000	689,030	1,516,449	△137,519	2,668,959
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△207,796	-	△207,796
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	33,841	-	33,841
自己株式の取得	-	-	-	△35	△35
連結子会社株式の取得による持分の増減	-	769	-	-	769
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	769	△173,955	△35	△173,221
令和7年1月31日残高	601,000	689,799	1,342,494	△137,555	2,495,738

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
令和6年2月1日残高	2,808	67,361	70,170	432,868	3,171,998
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△207,796
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	33,841
自己株式の取得	-	-	-	-	△35
連結子会社株式の取得による持分の増減	-	-	-	-	769
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△2,376	4,182	1,805	△98,180	△96,374
連結会計年度中の変動額合計	△2,376	4,182	1,805	△98,180	△269,595
令和7年1月31日残高	432	71,543	71,976	334,687	2,902,402

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数……………15社

ロ. 主要な連結子会社の名称……………(株)OSGウォーターテック、欧愛水(上海)環保科
技有限公司、(株)ウォーターネット、(株)銀座仁志川
その他11社

連結子会社のうち、(株)SakimotoBakeryについては、当連結会計年度に株式を追加取得したことにより、また、その他1社を当連結会計年度に新たに設立したことにより、連結子会社に含めております。

(2) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、その他のうち1社は3月31日、1社は4月30日が決算日であり、欧愛水(上海)環保科技有限公司及びその他3社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しておりますが、12月決算のその他のうち1社は同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 15年～39年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用しており、当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(水関連機器事業)

主にアルカリイオン整水器、アルカリ自販機、衛生管理機器等の商品又は製品の販売及び取り付けサービスの提供を行っております。本取引においては、支配の移転から代金の決済までの期間はすべて1年以内であるため、収益認識に関する会計基準第58項を適用し、取引価格の測定について金融要素を考慮しないものとしています。また、顧客との間で一定期間の注文数量等に応じて当社が顧客に対してレポート等を支払う契約を締結する場合があります、レポート等の金額は取引価格から減額しております。商品、製品及び取り付けサービス等は通常それぞれを独立して販売しており、契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率に基づき配分して算定しております。本取引における収益は、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いの要件を充足する場合には出荷時に収益を認識し、当該規定の要件を充足しない場合には設置完了時に収益を認識しております。

この他、(メンテナンス事業)と同様に、アルカリイオン整水器等のカートリッジの交換又は補修部品の販売を行っております。

(メンテナンス事業)

主にアルカリイオン整水器等のカートリッジの交換やメンテナンスサービスの提供及び補修部品等の販売を行っております。本取引においては、支配の移転から代金の決済までの期間はすべて1年以内であるため、収益認識に関する会計基準第58項を適用し、取引価格の測定について金融要素を考慮しないものとしています。また、顧客との間で一定期間の注文数量等に応じて当社が顧客に対してレポート等を支払う契約を締結する場合があります、レポート等の金額は取引価格から減額しております。カートリッジの交換やメンテナンスサービス及び補修部品は通常それぞれを独立して販売しており、契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率に基づき配分して算定しております。本取引における収益は、カートリッジ交換やメンテナンス作業の完了時に収益を認識し、補修部品等の販売で収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いの要件を充足する場合には出荷時に収益を認識しております。

この他、(水関連機器事業)と同様に、アルカリイオン整水器、アルカリ自販機、衛生管理機器等の商品又は製品等の販売を行っております。

(HOD(水宅配)事業)

主に加盟店に対して製品水、ウォーターサーバー等の商品又は製品の販売を行っております。本取引においては、支配の移転から代金の決済までの期間はすべて1年以内であるため、収益認識に関する会計基準第58項を適用し、取引価格の測定について金融要素を考慮しないものとしています。製品水、ウォーターサーバー等の商品又は製品は通常それぞれを独立して販売しており、契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率に基づき配分して算定しております。本取引における収益は、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いの要件を充足する場合には出荷時に収益を認識しております。

この他、(FOOD事業)と同様に、加盟店から収受する加盟金等があります。

(FOOD事業)

主に加盟店に対する厨房機器、原材料等の販売、直営店での食パン等の販売を行っております。また、その他として、加盟店から收受する加盟金等があります。

加盟店に対する厨房機器、原材料等の販売取引においては、支配の移転から代金の決済までの期間はすべて1年以内であるため、収益認識に関する会計基準第58項を適用し、取引価格の測定について金融要素を考慮しないものとしています。厨房機器、原材料等は通常それぞれを独立して販売しており、契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率に基づき配分して算定しております。本取引における収益は、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いの要件を充足する場合には出荷時に収益を認識し、当該規定の要件を充足しない厨房機器等の販売取引については設置完了時に収益を認識しております。

直営店での食パン等の販売取引においては、支配の移転から代金の決済までの期間はすべて1年以内であるため、収益認識に関する会計基準第58項を適用し、取引価格の測定について金融要素を考慮しないものとしています。食パン等は独立して販売しており、取引価格を独立販売価格の比率に基づき配分する取引はありません。本取引における収益は、食パン等の引き渡し時に収益を認識しております。

加盟店から收受する加盟金等においては、エリアオーナーたる地位やブランド及びノウハウの供与又は経営指導等のサービスの提供を単一の履行義務であると判断しており、加盟契約締結後、概ね2ヶ月以内に受領しております。本取引における取引価格は加盟契約書で定められており、取引価格を独立販売価格の比率に基づき配分する取引はありません。エリアオーナーたる地位やブランド及びノウハウの供与又は経営指導等のサービスは契約期間にわたり提供するものであるため、契約期間にわたり収益を認識しています。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

また、連結子会社のうち㈱OSGウォーターテック及び㈱ウォーターネットにおいては、従業員退職金の全額について中小企業退職金共済制度に加入しており、当連結会計年度の掛金拠出額を退職給付費用として処理しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	水関連機器 事業	メンテナンス 事業	H O D (水宅配) 事業	FOOD 事業	計	
水関連機器の製・商品	1,621,433	564,839	—	—	2,186,273	2,186,273
メンテナンスサービス 及び補修部品	509,840	1,430,269	—	—	1,940,109	1,940,109
加盟店への 製・商品販売	—	—	1,009,117	554,647	1,563,764	1,563,764
直営店での販売	—	—	65,266	1,526,939	1,592,206	1,592,206
その他	63,028	8,000	227,119	338,353	636,501	636,501
顧客との契約から 生じる収益	2,194,302	2,003,109	1,301,503	2,419,940	7,918,855	7,918,855
その他の収益	6,232	4,847	—	—	11,080	11,080
外部顧客への売上高	2,200,535	2,007,957	1,301,503	2,419,940	7,929,936	7,929,936

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

契約負債は主に加盟金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されま

す。
当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、174,153千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が減少した理由は、主に加盟金の収受の減少によるものであります。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりませ

（単位：千円）

	当連結会計年度
1年以内	156,033
1年超2年以内	112,202
2年超3年以内	36,005
3年超	61,070
合計	365,311

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

FOOD事業	
有形固定資産	267,690千円
無形固定資産	179,608千円
減損損失	35,603千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産は主に事業セグメントを基準としてグルーピングを行っておりますが、FOOD事業セグメントではフランチャイズ加盟店の他に直営店を出店しており、直営店については店舗を基準としてグルーピングを行っております。

減損の兆候の把握においては、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みであるか、資産又は資産グループの市場価格が著しく下落しているか等について検討しております。

また、減損損失を認識するかどうかの判定においては、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

翌連結会計年度以降の営業損益の見積りや割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、過去の実績や市場環境を反映して不確実性も考慮した事業計画を基礎としております。この結果、当連結会計年度においてはFOOD事業の一部の店舗において35,603千円を減損損失として特別損失に計上しております。

減損の兆候の把握及び減損損失を認識するかどうかの判定は慎重に検討しておりますが、市場環境の変化及び会社の経営状況により、上述の見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度（以降）に減損処理が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,654,929千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	173,046千円
土地	723,445千円
現金及び預金（定期預金）	348,005千円

② 担保に係る債務

短期借入金	724,192千円
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	78,308千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,500,000	—	—	5,500,000
合計	5,500,000	—	—	5,500,000

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年4月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	207,796	40	令和6年1月31日	令和6年4月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

付議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年4月25日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	207,795	40	令和7年1月31日	令和7年4月28日

6. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「3. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、余裕資金の範囲内での運用に限定し、当社グループ運用方針に基づき、主に安全性の高い金融資産で運用しております。当社グループが保有する金融商品には売上債権や投資有価証券があり、売上債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。株式等は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期及び長期借入金は、設備投資や運転資金の調達を目的としたものであり、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成及び更新を行い、手許流動性を管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 長期借入金 一年内返済予定長期借入金を含む	171,145	168,501	△2,644
(2) リース債務	29,222	28,578	△643
負債計	200,368	197,080	△3,288

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表 計上額
非 上 場 株 式	1,144

(表示方法の変更)

前連結会計年度において記載しておりました「投資有価証券」と「長期貸付金」は、重要性が乏しくなったため当連結会計年度より記載しておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
長期借入金	－	168,501	－	168,501
リース債務	－	28,578	－	28,578

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要なものはないため、開示を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	494.28円
1株当たり当期純利益	6.51円

10. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所（会社）	用途	種類	減損損失
東京都、他 （㈱銀座仁志川）	事業用資産	建物及び構築物	27,758千円
		工具器具及び備品	209千円
中国・上海市 （銀座仁志川（上海）品 牌管理有限公司）	事業用資産	建物及び構築物	7,635千円
その他			3,099千円
計			38,703千円

当社グループは、事業用資産は主に事業セグメントを基準としてグルーピングを行っております。上記の事業用資産については、主にF O O D事業の「銀座に志かわ」事業において、予想を下回る実績となった店舗に対して、減損損失35,603千円として特別損失に計上しております。その内訳は、㈱銀座仁志川においては、建物及び構築物27,758千円、工具器具及び備品209千円であります。また、銀座仁志川（上海）品牌管理有限公司においては、建物及び構築物7,635千円であります。回収可能価額の算定にあたっては、使用価値により測定していますが、減損損失を計上した資産グループについては、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、使用価値を零としております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和7年4月1日

株式会社 O S G コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

奥村 孝 司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

渡邊 徳 栄

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 O S G コーポレーションの令和6年2月1日から令和7年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 O S G コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までの第55期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び従業員等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年4月2日

株式会社OSGコーポレーション	監査等委員会
常勤監査等委員	佐藤 八枝子 ㊞
監査等委員（社外取締役）	山口 克隆 ㊞
監査等委員（社外取締役）	岡村 英祐 ㊞

貸借対照表

(令和7年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,460,292	流 動 負 債	1,308,749
現金及び預金	778,199	支払手形	517
受取手形	65,497	電子記録債務	42,753
電子記録債権	56,584	買掛金	134,452
売掛金	422,639	短期借入金	822,500
商品及び製品	59,430	一年内返済予定長期借入金	5,000
原材料及び貯蔵品	3,306	未払金	143,715
前払費用	23,003	未払法人税等	81,409
未収入金	19,909	未払消費税等	9,168
その他	32,074	契約負債	2,212
貸倒引当金	△352	預り金	10,300
固 定 資 産	2,113,942	賞与引当金	26,711
有 形 固 定 資 産	1,119,226	その他	30,008
建築物	364,178	固 定 負 債	550,654
構築物	7,523	リース債務	2,927
機械及び装置	2,752	退職給付引当金	247,297
車両運搬具	333	役員退職慰労引当金	163,157
工具器具備品	19,033	資産除去債務	38,338
土地	723,955	その他	98,933
建設仮勘定	1,450	負 債 合 計	1,859,403
無 形 固 定 資 産	55,742	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	25,951	株 主 資 本	1,714,832
ソフトウェア仮勘定	22,621	資 本 金	601,000
その他	7,169	資 本 剰 余 金	1,189,230
投 資 其 他 の 資 産	938,973	資本準備金	390,401
投資有価証券	1,144	その他資本剰余金	798,828
関係会社株式	451,644	利 益 剰 余 金	62,157
関係会社出資金	47,077	利益準備金	20,000
長期貸付金	3,918	その他利益剰余金	42,157
保険積立金	303,828	繰越利益剰余金	42,157
長期営業債権	1,796	自 己 株 式	△137,555
繰延税金資産	91,561	純 資 産 合 計	1,714,832
その他	65,217	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,574,235
貸倒引当金	△27,214		
資 産 合 計	3,574,235		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和6年2月1日から
令和7年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高 価		4,187,945
売 上 原 価		1,514,102
売 上 総 利 益		2,673,842
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,316,526
営 業 外 利 益		357,316
受 取 利 息 及 び 配 当 金	50,334	
受 取 賃 貸 料	21,644	
協 賛 金 収 入	23,771	
そ の 他	18,879	114,629
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,268	
支 払 手 数 料	1,031	
減 価 償 却 費	883	
賃 貸 原 価	21,088	
イ ベ ン ト 費 用	26,757	
そ の 他	679	54,709
経 常 利 益		417,236
特 別 利 益		
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 益	2,000	2,000
関 係 会 社 株 式 評 価 損	185,165	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	88,855	274,020
税 引 前 当 期 純 利 益		145,216
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	119,424	
法 人 税 等 調 整 額	△4,249	115,174
当 期 純 利 益		30,041

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和6年2月1日から
令和7年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
令和6年2月1日残高	601,000	390,401	798,828	1,189,230	20,000	219,912	239,912
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△207,796	△207,796
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	30,041	30,041
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△177,755	△177,755
令和7年1月31日残高	601,000	390,401	798,828	1,189,230	20,000	42,157	62,157

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
令和6年2月1日残高	△137,519	1,892,623	1,892,623
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	-	△207,796	△207,796
当 期 純 利 益	-	30,041	30,041
自 己 株 式 の 取 得	△35	△35	△35
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-
事業年度中の変動額合計	△35	△177,790	△177,790
令和7年1月31日残高	△137,555	1,714,832	1,714,832

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

…総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

…定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～39年

無形固定資産（リース資産を除く）

…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。
- ④ 役員退職慰労引当金………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用しており、当社では、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(水関連機器事業)

主にアルカリイオン整水器、アルカリ自販機、衛生管理機器等の商品又は製品の販売及び取り付けサービスの提供を行っております。本取引においては、支配の移転から代金の決済までの期間はすべて1年以内であるため、収益認識に関する会計基準第58項を適用し、取引価格の測定について金融要素を考慮しないものとしています。また、顧客との間で一定期間の注文数量等に応じて当社が顧客に対してリポート等を支払う契約を締結する場合があります。リポート等の金額は取引価格から減額しております。商品、製品及び取り付けサービス等は通常それぞれを独立して販売しており、契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率に基づき配分して算定しております。本取引における収益は、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いの要件を充足する場合には出荷時に収益を認識し、当該規定の要件を充足しない場合には設置完了時に収益を認識しております。

この他、(メンテナンス事業)と同様に、アルカリイオン整水器等のカートリッジの交換又は補修部品の販売を行っております。

(メンテナンス事業)

主にアルカリイオン整水器等のカートリッジの交換やメンテナンスサービスの提供及び補修部品等の販売を行っております。本取引においては、支配の移転から代金の決済までの期間はすべて1年以内であるため、収益認識に関する会計基準第58項を適用し、取引価格の測定について金融要素を考慮しないものとしています。また、顧客との間で一定期間の注文数量等に応じて当社が顧客に対してリポート等を支払う契約を締結する場合があります、リポート等の金額は取引価格から減額しております。カートリッジの交換やメンテナンスサービス及び補修部品は通常それぞれを独立して販売しており、契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率に基づき配分して算定しております。本取引における収益は、カートリッジ交換やメンテナンス作業の完了時に収益を認識し、補修部品等の販売で収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いの要件を充足する場合には出荷時に収益を認識しております。この他、(水関連機器事業)と同様に、アルカリイオン整水器、アルカリ自販機、衛生管理機器等の商品又は製品等の販売を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	451,644千円
--------	-----------

関係会社株式評価損	185,165千円
-----------	-----------

(2) 見積りの内容について財務諸表の利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式の実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる時を除いて実質価額まで減損処理を行っております。

上記の方針に従い、関係会社株式を評価した結果、当事業年度に主に株式会社銀座仁志川について減損処理を行い、関係会社株式評価損185,165千円を計上しております。外部環境の変化等によって、実質価額に重要な影響があった場合、翌事業年度の関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

短期金銭債権	46,755千円
長期金銭債権	23,403千円
短期金銭債務	135,910千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,338,928千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	170,040千円
構築物	3,005千円
土地	723,445千円

② 担保に係る債務

短期借入金	522,500千円
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	5,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	10,891千円
	仕入高	1,268,847千円
	販売費及び一般管理費	813千円
営業取引以外の取引	受取賃貸料	21,644千円
	受取配当金	49,414千円
	雑収入	10,031千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普 通 株 式	305,080	35	—	305,115
合 計	305,080	35	—	305,115

6. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	3,338千円
貸倒引当金	8,430千円
賞与引当金	8,168千円
契約負債	676千円
退職給付引当金	75,623千円
役員退職慰労引当金	49,893千円
投資有価証券評価損	9,129千円
関係会社株式評価損	233,745千円
関係会社出資金評価損	107,923千円
減損損失	73,706千円
資産除去債務	12,491千円
その他	10,628千円
繰延税金資産小計	593,756千円
評価性引当額	△496,733千円
繰延税金資産合計	97,022千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△5,300千円
その他	△161千円
繰延税金負債合計	△5,461千円
繰延税金資産の純額	91,561千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名又は会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	欄ドゥーイング	10,000	健康機器、健康食品の販売	-	-	商品の売上	商品の売上(注)	11,924	電子記録債	7,230
									売掛金	1,984

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社商品の販売については、他の取引先の条件を勘案し交渉の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	欄OSGウォーターテック	47,000	電解水素水生成器及び浄水器等の製造、海外向け販売	所有直接100	兼任3名	製品の仕入	製品の仕入(注1)	1,248,745	電子記録債務	19,174
							家賃の受取(注2)		19,444	買掛金
									-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 購入価格については、総原価を勘案し、交渉の上決定しております。

2. 取引価格については、土地賃借料及び減価償却費などを勘案し、交渉の上決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

330.10円

1株当たり当期純利益

5.78円

独立監査人の監査報告書

令和7年4月1日

株式会社 O S G コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奥村 孝司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渡邊 徳栄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 O S G コーポレーションの令和6年2月1日から令和7年1月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年4月2日

株式会社OSGコーポレーション	監査等委員会
常勤監査等委員	佐藤 八枝子 ㊞
監査等委員（社外取締役）	山口 克 隆 ㊞
監査等委員（社外取締役）	岡村 英 祐 ㊞

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、その他資本剰余金を原資とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、207,795,400円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和7年4月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ゆかわ たけし 湯川 剛 (昭和22年1月15日生)	昭和40年4月 藤井会計事務所入所 昭和45年8月 ㈱大阪三愛（現当社）設立 代表取締役社長 昭和62年4月 ㈱新大和百貨店（現㈱三愛コスモス） 譲受 同社代表取締役社長（現任） 平成2年4月 ㈱ジーエーティ研究所設立 同社代表取締役社長（現任） 平成16年5月 天年三愛環保科技（蘇州）有限公司 （現欧愛水（上海）環保科技有限公司） 設立 同社董事長 平成18年2月 ㈱ニチデン（現㈱OSGウォーターテック） 代表取締役会長 平成18年10月 ㈱ウォーターネット代表取締役社長 平成19年4月 当社代表取締役会長、CEO（現任） 平成22年9月 珠海欧愛水基水科技有限公司（現上海 欧愛水基水科技有限公司） 董事長 平成25年3月 ㈱ウォーターネット代表取締役会長 令和2年4月 ㈱銀座仁志川代表取締役会長（現任）	121,680株
<p>【候補者とした理由】 湯川剛氏は、創業者であり、当社の代表取締役会長を務め、当社グループの経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験を有していることから、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	やま だ けい すけ 山田 啓輔 (昭和46年10月4日生)	平成6年4月 ㈱オーエスジーコーポレーション(現当社)入社 平成15年8月 当社営業部長 平成23年2月 当社西日本担当営業本部長 平成25年3月 ㈱ウォーターネット代表取締役社長 平成25年4月 当社取締役 令和3年4月 当社代表取締役社長(現任) 令和5年4月 ㈱銀座仁志川取締役(現任)	11,730株
	<p>【候補者とした理由】</p> <p>山田啓輔氏は、平成25年3月より子会社の代表取締役社長を務め、令和3年4月より当社代表取締役社長を務めるなど、当社グループでの企業経営並びに営業部門に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		
3	みぞ ぼた まさ とし 溝端 雅敏 (昭和43年2月6日生)	昭和61年4月 ㈱大阪三愛(現当社)入社 平成10年2月 当社取締役事業部長 平成12年1月 ㈱ジーエーティ研究所取締役(現任) 平成19年4月 当社代表取締役社長 平成19年9月 ㈱ウォーターネット取締役 平成21年2月 ㈱ニチデン(現㈱OSGウォーターテック)代表取締役社長 平成28年3月 ㈱OSGウォーターテック取締役 平成29年4月 ㈱OSGコミュニケーションズ代表取締役社長 平成29年9月 欧愛水基環保科技(蘇州)有限公司(現欧愛水(上海)環保科技有限公司)董事長(現任) 令和3年3月 ㈱OSGウォーターテック代表取締役社長(現任) 令和3年4月 当社取締役副会長 令和4年4月 ㈱銀座仁志川取締役 令和5年4月 当社取締役(現任)	18,270株
	<p>【候補者とした理由】</p> <p>溝端雅敏氏は、平成19年4月から令和3年4月まで当社の代表取締役社長を務め、令和3年3月より子会社の代表取締役社長を務めるなど、当社グループでの企業経営並びに営業部門に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	おお がき まさ ひろ 大 垣 雅 宏 (昭和45年4月26日生)	平成6年4月 ㈱オーエスジーコーポレーション(現 当社)入社 平成15年8月 当社営業部長 平成23年2月 当社東日本担当営業本部長 平成25年3月 当社営業本部長 平成25年4月 当社取締役 平成27年8月 当社取締役事業部長 平成31年4月 ㈱OSGコミュニケーションズ取締役 令和3年3月 ㈱OSGウォーターテック取締役(現 任) 令和3年4月 当社取締役営業本部長(現任)	11,160株
【候補者とした理由】 大垣雅宏氏は、令和3年4月より当社の取締役営業本部長を務めており、当社グループでの 営業部門に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社取締役(監査等委員である 取締役を除く。)として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	やす おか まさ ひこ 安 岡 正 彦 (昭和43年11月8日生)	昭和62年4月 ㈱大阪三愛(現当社)入社 平成24年4月 ㈱OSGコミュニケーションズ監査役 平成25年4月 当社業務部長 平成27年2月 当社経理部長 平成28年8月 当社財務部長 令和2年4月 当社取締役管理本部長(現任) 令和3年4月 ㈱ウォーターネット監査役(現任) 令和5年4月 ㈱OSGウォーターテック監査役(現 任)	1,500株
【候補者とした理由】 安岡正彦氏は、令和2年4月より当社の取締役管理本部長を務めており、当社グループでの管 理部門における豊富な経験と知識を有していることから、当社取締役(監査等委員である取 締役を除く。)として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

(注) 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	きとう やえこ 佐藤 八枝子 (昭和30年8月27日生)	昭和49年4月 三菱金属(株) (現三菱マテリアル(株)) 入社 平成12年2月 (株)ニチデン (現(株)OSGウォーターテック) 入社 平成24年2月 (株)OSGウォーターテック取締役 平成28年3月 同社代表取締役社長 令和2年4月 当社取締役 令和3年5月 (株)銀座仁志川取締役 令和5年4月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	8,300株
【候補者とした理由】 佐藤八枝子氏は、平成28年3月から令和3年3月まで子会社の代表取締役社長を務め、令和3年5月から令和5年4月まで子会社の取締役を務めており、また令和2年4月から令和5年4月まで当社取締役を務めており、当社グループでの企業経営並びに管理部門における豊富な経験と知識を有していることから、当社監査等委員である取締役として適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。			
2	やまぐち よしたか 山口 克隆 (昭和54年5月9日生)	平成19年3月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成22年10月 公認会計士登録 平成29年7月 優成監査法人(現太陽有限責任監査法人) 入所 平成30年9月 独立開業 令和元年9月 監査法人REGLS代表社員 令和3年4月 当社取締役(監査等委員)(現任)	-
【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山口克隆氏は、公認会計士として財務、会計、内部統制、M&Aに関する相当程度の知見及び監査法人における監査経験とともに複数の企業において会計顧問、株式公開準備、M&A等のアドバイザー業務の経験を有している事から、当社グループの更なる経営管理基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、独立した客観的な立場から業務執行の監督等を適切に実施していただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	おか むら えい すけ 岡 村 英 祐 (昭和54年4月22日生)	平成20年9月 最高裁判所司法研修所修了 平成20年9月 太陽法律事務所入所、弁護士登録 (大阪弁護士会) 平成29年4月 太陽法律事務所・共同経営者(現任) 令和3年4月 当社取締役(監査等委員)(現任)	—
<p>【候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>岡村英祐氏は、社外役員となる事以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた法務等の知識を当社の監査に活かして、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山口克隆及び岡村英祐の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山口克隆及び岡村英祐の両氏は、現在、当社の監査等委員であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、山口克隆及び岡村英祐の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、佐藤八枝子、山口克隆及び岡村英祐の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、令和7年3月7日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案通り承認可決されることを条件として重任となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、打切り支給の時期につきましては、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、当社取締役会にご一願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
湯川 剛	昭和45年8月 ㈱大阪三愛（現当社）代表取締役社長 平成19年4月 当社代表取締役会長、CEO（現任）
山田 啓輔	平成25年4月 当社取締役 令和3年4月 当社代表取締役社長（現任）
溝端 雅敏	平成10年2月 当社取締役事業部長 平成19年4月 当社代表取締役社長 令和3年4月 当社取締役副会長 令和5年4月 当社取締役（現任）
大垣 雅宏	平成25年4月 当社取締役 平成27年8月 当社取締役事業部長 令和3年4月 当社取締役営業本部長（現任）
安岡 正彦	令和2年4月 当社取締役管理部長（現任）

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、平成29年4月27日開催の当社第47期定時株主総会において、年額120百万円以内（従業員兼務取締役の従業員分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.45%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において定めており、その概要は事業報告14頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう本株主総会終結後の当社取締役会において所要の変更を行うことを予定しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）であり、対象取締役は5名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数25,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

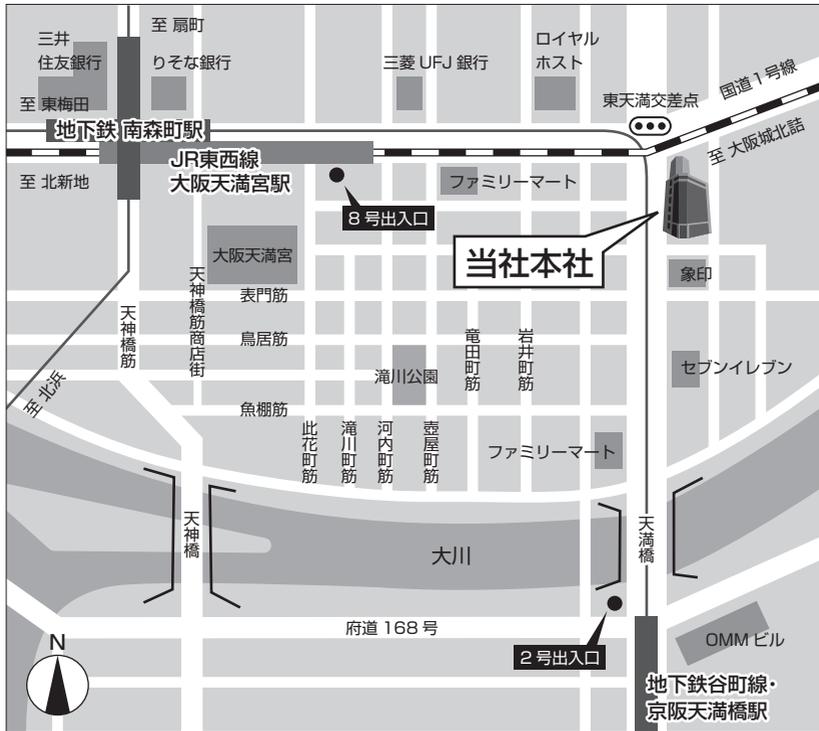
〒530-0043 大阪市北区天満一丁目26番3号

当社本社9階会議室

電話

06-6357-0101

状況に応じて、第2会場へご案内させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



交通
機関

- 地下鉄・京阪天満橋駅、地下鉄南森町駅より徒歩約8分
- JR大阪天満宮駅より徒歩約7分